

平成21年度

南越前町有害鳥獣捕獲状況報告

問合せ 産業振興課 ☎47-80001

猟友会南越前支部および南越支部の隊員の方が主体となり、集落のご協力のもと春先から有害鳥獣捕獲事業を実施してきました。捕獲数は左表のとおりで、イノシシは近年5力年のうち最も多い80頭、鳥類は倍増の122羽となりました。また、農林水産物被害は横ばい状態であり、継続して有害鳥獣捕獲事業を実施していかねばなりません。今後ともご理解とご協力をお願いします。

有害鳥獣捕獲数(10月31日現在)

単位：頭・羽

	イノシシ	ハクビシン類	鳥類	計
南条地区	27	3	80	110
今庄地区	28	5	42	75
河野地区	25	0	0	25
合計	80	8	122	210

捕獲活動期間	5月1日～10月31日
捕獲許可件数	71件
捕獲許可対象鳥獣	
鳥類	カラス、ドバト、カルガモ、ゴイサギ、カワウ
獣類	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、アライグマ、ハクビシン など

【被害状況】

- イノシシ被害は、町全体で田畑に継続的に発生しています。
- ニホンザル被害は、日野川をさかいに町東側の園芸作物が甚大な被害を受けています。
- ニホンジカ被害は、河野地区の梅園において新芽捕食被害が発生しています。
- 鳥類被害は、水稻直播栽培地で踏荒らし等の被害が発生しています。
- 中獣類による園芸作物被害および家屋侵入被害が発生しています。



▲10月14日に奥野々区で捕獲されたイノシシ(推定体重100kg)

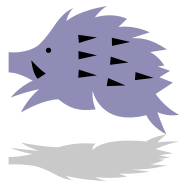
11月15日から2月15日までは狩猟期間です

狩猟期間とは、狩猟者(狩猟免許を有し、県に登録した方)が、銃や網、わなを使用して狩猟鳥獣を捕獲できる期間のことです。県内でも、過去に銃や猟犬による人身事故が発生していますので、期間中、野山に出かける際は十分注意してください。

なお、狩猟者以外の方が銃や網、わなを使用して鳥獣を捕獲することは法律で禁止されています。所有地内であっても檻などを仕掛けしないでください。

野山に出かける場合は

次のことに注意!!



- ◎目立つ色の服装を心がけてください。
- ◎鈴や笛、ラジオなど音が出るものを携帯し、狩猟者やクマなどに自分の存在を知らせましょう。
- ◎わなを見つけても危険なので絶対に近づかないでください。

農地権利取得の面積要件改定

農地法の改正に伴い、農地の権利取得に係る面積要件(下限面積)が次のとおり改定されました。

地区ごとの面積要件(下限面積)

農地の所在	改定前	改定後
南条地区	50アール(5反)	30アール(3反)
今庄地区	30アール(3反)	20アール(2反)
河野地区	20アール(2反)	10アール(1反)

農地の権利取得を行うには、取得後において耕作地の総面積が右の表以上となることが条件です。また、面積要件は取得する農地の所在地で判断します。例えば、今庄地区の方が南条地区の農地を取得する場合の面積要件は「30アール」となります。

対象となる権利取得

農地法第3条申請による農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定などです(農用地利用集積計画書による利用権設定の面積要件はありません)。

問合せ 農業委員会 ☎47-80001

『2010年 世界農林業センサス』実施!

農林水産省では、平成22年2月1日現在で「2010年 世界農林業センサス」を実施します。

この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

1月中旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問し、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。調査票に記入された事項は、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

問合せ 企画財政課 ☎47-80013

